

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出をおこなっています。

（その２）

（令和 7 年 10 月 1 日時点）

【施設基準】

●診療録管理体制加算 3

専任の診療管理記録者の配置、その他の診療管理体制を整え、現に患者様に対して診療情報を提供しています。

●医療安全対策加算 2

医療安全対策に係る研修を終了した専任看護師を配置して、より実効性のある医療安全対策加算を実施できる体制を確保しています。

●感染対策向上加算 3

院内感染制御チームを設置して、感染防止対策の実施状況の把握・指導、併せて加算 1 を算定する他医療機関とのカンファレンス等により助言を受け、適切な抗 MRSA 薬及び広域抗菌薬等が使用されている事を確認しています。

●入退院支援加算 1

患者さまが安心して退院し、地域で療養を続けられるよう、入院早期から退院困難な要因を持つ患者を抽出し、入退院支援を実施することを評価しています。

●データ提出加算

DPC 調査に準拠したデータを提出するための体制を整備し、年 4 回以上委員会を開催しています。

●後発医薬品使用体制加算 2

当院は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っております。

●CT 撮影及び MRI 撮影

マルチスライス型の CT 機器（ヘリカル CT 装置）を有し、それらの機器の保守管理も整備しています。

●脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅰ）・運動器リハビリテーション科（Ⅰ）

上記リハビリテーションに関する専用の設備・機械・器具等を有し、専任の常勤医師及び専従する常勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置しています。また、リハビリテーション科の専任医を配置しており、早期にリハビリテーションを実施できる体制があります。（早期リハビリテーション加算）

●入院時食事療養（Ⅰ）

医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士が管理する食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

●明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、外来診療分は領収書発行の際に、入院診療分は請求書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含め、当該明細書の発行をご希望なされない方は、会計窓口へその旨お申し出ください。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することとなりました。発行を希望されない方は、総合受付にてその旨をお申し付けください。（自動精算機をご利用の場合でも対応をしております。）